

開会の日 令和8年3月9日(月)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(7人)

委員長	高 原 邦 子
副委員長	籠 山 恵美子
委員	前 川 文 博
委員	澤 史 朗
委員	井 端 浩 二
委員	水 上 雅 廣
委員	佐 藤 克 成

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	藤 井 弘 史
総務部長	岡 田 浩 和
総務部次長兼総務課長	上 畑 浩 司
人事課長	今 井 進
財政課長	土 田 治 昭
税務課長	宮 垣 津 治 美子
人事課長補佐兼人事給与係長	田 中 裕 子
財政課長補佐	三 木 隆 子
税務課長補佐兼市民税係長	後 藤 和 宏
税務課長補佐兼資産税係長	田 上 勝
総務課管財係長	南 裕 基
財政課財政係長	神 瀬 隆 之
企画部長	森 田 雄 一 郎
総合政策課長	下 通 剛
総合政策課政策企画係長	川 原 佑 介
市民福祉部長	野 村 賢 一
市民福祉部次長兼市民保険課長	大 上 雅 人
市民福祉部参事兼子育て応援課長	舟 本 智 樹
市民保険課長補佐兼市民係長	川 上 聡 子
市民保険課長補佐兼保険年金係長	板 屋 和 幸
子育て応援課保育園係長	上 野 峻
教育長	下 出 尚 弘
教育委員会事務局長	大 庭 久 幸
教育委員会事務局次長兼生涯学習課長	柚 原 徹 守
教育委員会事務局次長兼学校教育課長	平 澤 啓 介
学校教育課管理指導係主任	内 山 裕 斗
消防長	堀 田 丈 二 郎

消防本部予防課長	原	保	宏
消防本部総務課長補佐	竹	原	恵
消防本部予防課長補佐	中	林	和
病院事務局長	佐	藤	直
病院事務局管理課長	古	田	幸

◆職務のため出席した
事務局員

議会事務局長	砂	田	健太郎
書記	倉	坪	正明
書記	畠	中	みなみ

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

- 議案第7号 飛騨市公契約条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 飛騨市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
- 議案第10号 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 飛騨市過疎地域持続的発展計画について
- 議案第16号 飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 飛騨市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議案第19号 飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

2. 閉会中の継続調査について

3. その他

(開会 午後1時00分)

◆開会

●委員長（高原邦子）

皆さんこんにちは。ただいまより、第2回総務常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員でございます。

会議録署名は委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託されました案件は、お手元に配付のとおりであります。

審査に入る前にお願いいたします。委員の発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質疑は一問一答性とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。次に、理事者側の説明ですが、議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、御協力をお願いいたします。

◆1. 付託案件審査

議案第7号 飛騨市公契約条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

それでは付託案件の審査を行います。

議案第7号、飛騨市公契約条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

(「委員長」との声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（高原邦子）

岡田総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長（岡田浩和）

それではよろしくようお願いいたします。議案第7号、飛騨市公契約条例の一部を改正する条例について。飛騨市公契約条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

4ページをお願いいたします。議案要旨になります。提案理由でございますが、下請代金支払遅延等防止法の改正に伴う改正でございます。

条例の概要につきましては、国において法令の題名を「下請代金支払遅延等防止法」から、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律」に改正されたということです。これに伴いまして、当該条例で引用している箇所を改正するものでございます。市民への影響等は、特になし。施行日は公布の日としております。以上でございます。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

影響はないということですが、私もちょっと調べたけどよく分からなかったんですけど、この文言が変わったということですが、改めて製造委託等に係るっていうふうが増えたということは、国としてはこの製造という分野を入れてきたということで、その辺りのいろいろな問題

が大きくてということですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

今回の下請代金支払遅延等防止法の改正の主なものとしましては、事業者が下請けの方に事業をやっていただくときに、一方的な額の決定をしないということですか、あるいは今の法律を適用される事業者の従業員数を拡大して、規制及び保護の対象を拡充するということがまずあります。最後に用語の見直しということで、下請事業者というものを中小受託事業者ということに改めるということでの改正になりまして、その法律が開示されてくるので、うちで引用している法律名称を変えるということになります。法律の中で主にその部分が改正点ということになります。

○委員（籠山恵美子）

市内の製造業は下請けの方が多いと思いますが、公契約条例によっての問題、トラブルみたいなものは飛騨市にはないですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

条例制定後につきましては、特に伺っておりません。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第8号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第8号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議案第8号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

12ページまでお飛びください。議案の要旨になります。提案理由としましては、人事院勧告に基づく初任給調整手当及び通勤手当の改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等につきましては、中黒にあります初任給調整手当、こちらにつきましては月例給水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するために第二種初任給調整手当を新設するということです。2つ目の中黒で、通勤手当です。こちらはこれまでも通勤手当があったんですが、100キロメートル以上を上限とする区分を新設するということになります。

条例の概要です。まず、1番の第二種初任給調整手当の新設ということで、こちらは従来まで初任給調整手当というものがあつたわけですが、これを第一種初任給調整手当というふうに改めまして、採用市場での競争を確保していくことを主目的としまして第二種初任給調整手当を新設するということです。第二種初任給調整手当というものは、新規採用職員の給料月額が採用の日に最低賃金を下回る場合に支給することができるという仕組みになっております。

次に、通勤手当の改正です。これまで60キロメートル以上が上限であつたわけですが、100キロメートル以上を上限とする5キロメートル刻みの新たな区分を新設するため改正をしたということになります。現在、(1)、(2)とも現状の支給対象者がいないということです。

市民等への影響等につきましては、支給対象者が現れた場合に財政負担が増加するという事です。

次のページを御覧ください。施行日につきましては、令和8年4月1日になります。

備考としまして、先ほどの通勤手当の区分としまして、60キロメートルから65キロメートルに1人いるということで、あとはなしという状況でございます。以上でございます。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

なかなか職員のことだと分かりにくいんですけど、分かりやすく言うとうどういうことですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

まず初任給調整手当ですが、まずこれまでは医師とか歯科医師の方に、採用されてから10年とか15年間っていうものを、特殊な職なのでだんだん減額していくわけですけど、支給をしていながら、自治体で採用を継続するという仕組みの手当でした。今回の第二種初任給調整手当というのは、簡単に言いますと最低賃金より現在の給料が下回った場合に、その差額を埋めるという手当になります。なぜこういうことが起きてるかって言いますと、まず職員の給料は人事院勧告に基づいて給料表を改正してくるわけですけど、その給料は毎年4月1日の民間との給与実態調査において、国家公務員との差額を幾らだつていうことを計算してきて、飛騨市でいきますと12月定例会に条例改正をさせていただいて、例えば4月1日にさかのぼって正しい給料を支給する

というものです。

なんですが、最低賃金がどのように計算されているかって言いますと、同じ年なんですけど6月1日を基準に、民間の賃金改定状況調査っていうのをやっているんです。それを実際に反映するのは10月1日頃に、何々県の最低賃金ですというのが発表されてくるんです。そうしますと、私たちの給料と最低賃金の差が出てくるのは、4月1日を基準にした計算と最低賃金の6月1日を計算した2か月に差があるわけなんです。なので、それにすぐに対応できるように第二種初任給調整手当というものをつくっておけば、逆転現象が起きても対応できるっていうことで、この第二種初任給調整手当というものができてきたということです。このような説明でよろしいでしょうか。簡単に言えば、4月1日を基準とした給料の改正と、6月1日を基準とした最低賃金の改正の2か月のずれでどうしても差が出てくる地域があるんです。都市部なんかは特にそうかもしれないけど、それで給料が逆転した場合に埋めることができる仕組みということです。

○委員(籠山恵美子)

大筋分かりましたけど、そういう民間の最低賃金が決まる10月1日とはどういうふうに絡んでくるんですか。翌年にずれるから、10月1日の最低賃金が県でどう変わるかっていうのとは影響しないのか。

□総務部長(岡田浩和)

数字を丸めて御説明しますと、例えば去年4月1日に1,100円という単価がありました。人事院勧告が8月の下旬に起きて1,200円になったとします。そうすると12月の条例改正では、4月にさかのぼって1,200円というふうにするようになります。しかし、今の6月1日の賃金改定状況調査で、最低賃金を1,300円というふうにした場合に、最低賃金のほうは10月1日に1,300円がもう適用されてくるんです。そうすると、条例改正より前に1,300円が出てきてしまいますので、それを2か月のずれを直すためにするってことなんですけど、飛騨市の場合は、そういうのが想定しにくいということです。

●委員長(高原邦子)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長(高原邦子)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長(高原邦子)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(高原邦子)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第9号 飛騨市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第9号、飛騨市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議案第9号、飛騨市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について。飛騨市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

14ページをお願いいたします。議案の要旨になります。提案理由につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う改正でございます。条例の概要になります。国内外における物価上昇など経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るために国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを受けまして、国家公務員に準じて市の条例を見直すものでございます。

まず1つ目です。旅費の支給対象の見直しで、旅行者に対する旅費の支給に代えて、直接、旅費に相当する金額を支払うことができる者（旅行役務提供者）、旅行会社のことになるわけですが、これを規則に旅行代理店、引っ越し業者等を規定するというものです。

2つ目に、様式に係る規定の簡素化ということで、今後のデジタル化を見据えまして、記載すべき事項だけを規定するというふうになってきております。

3つ目、旅費の種類及び内容に係る規定の簡素化。まずは中黒の1つ目で、国内の鉄道賃の特急料金につきましては、旅費規定の100キロメートルというのがあったんですが、これを実情に応じて支給するというふうになります。次に、中黒の2つ目ですが、車賃というのがあったんですが、これはその他の交通費というふうにまとめまして、金額については20円から40円に改めるというものです。3つ目が、パック旅行商品代の旅費種目として包括宿泊費を新設するというものです。

次のページをお願いします。転居費、赴任のほうは少し飛ばしまして、最終的に（4）適正な支出の確保としまして、このように実費支給になってくるものですから、規定に違反して旅費の支給を受けた者に関しては旅費の返還を求めるとともに、旅行者の給与からの控除を可能とするための規定を新設するということです。

市民への影響等としまして、この条例に準じて支給される非常勤の特別職の委員の方がいらっしゃいますけど、こちらが実態に合わせた支給内容となるということです。

施行日が令和8年4月1日。

備考としまして、附則のほうでは、会計年度任用職員と消防団員に関する条例についても改正をしております。ここの参考というところですけど、令和7年の議案第13号におきまして、1つ目で宿泊費は国家公務員に準じて改正と、2つ目に宿泊手当は外国旅行のみ支給できるように改正をしておりましたが、今回の改正では、今ほど申し上げた1つ目と2つ目の要件を全て規則に委任し、②については国内旅行についても支給可能とするということです。下の表がその内容になります。宿泊費についてはこちらの額になりますし、宿泊手当については規則のほうで2,400円というものを新設するという改正でございます。以上でございます。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

今の最後の文章ですね、参考のところの②について、「支給可能とする。」っていうのは、「支給する。」ではないんですか。何か事情があるんですか。

□人事課長補佐兼人事給与係長（田中裕子）

支給可能とするというふうに書きましたが、支給できるように改正するものになりますのでお願いします。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

同じ部分なんですけども、宿泊手当が前は海外はあって、今は国内のほうで2,400円新設と出てきたんですが、これは国家公務員の基準の数字でよろしいんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

はい、国家公務員と同じ基準です。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

14ページに戻っていただいて、一番下のパック旅行の包括宿泊費ってのがあるんですけど、今宿泊費はそれぞれ県別で上限があるんですが、この辺はどのようなやり方をされるんでしょうか。

□人事課長補佐兼人事給与係長（田中裕子）

包括宿泊費のほうは上限がありまして、交通費と宿泊費の上限額を足したものが包括宿泊費の上限になりますので、地域ごとで宿泊費の上限が決まっておりますが、泊まれる地域の額が包括宿泊費のほうも上限になります。例えばなんですけど、東京まで新幹線とかJRを使われて行って、一泊して帰ってこられるっていう場合ですと、鉄道賃のかかる費用と、それプラス東京の宿泊費の上限が1万9,000円になってますので、その1万9,000円を足したものがその包括宿泊費の上限になるというふうになっております。

□総務部長（岡田浩和）

商品として例えばJRと宿泊施設、飛行機と宿泊施設とかっていうパックのものがあると思うんですけど、そういうものを包括宿泊費っていうふうに定めておいて、今まで債権者が職員だったわけなんですけど、今度は旅行業者を債権者にできるので、そちらに支払うということで、出張命令が出た場合に交通費とか宿泊をやるときも簡素化してできる仕組みに、実態に合わせて改正をしてきているっていうことになるかと思えます。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと公務員の出張でも、都合よく旅行会社のこういうパッケージがありますよということを知ったときに、それを利用してやるっていう、簡素化するってことですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

事務手続としては簡素化するんですけど、金額には上限があるっていうことです。宿泊料金でしたら上限がありますし、さらにこの条例の中では一番安くしなくてはならないとかっていうこともありますので、何でもかんでも頼んでこういうふうにするとかっていうものではないということです。

○委員（籠山恵美子）

（４）の適正な支出の確保という項目が出てきたというのは、要するに旅行会社が債権者になるというケースがあるので、こういう不正を防ぐっていうようなことでこの文言があるんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

旅行会社だけでなく、職員ももちろんこれには該当します。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

車賃の件なんですけれども、20円から40円というところで倍増したんですが、40円になった根拠みたいなものはありますでしょうか。

□人事課長（今井進）

もともと国のほうで37円という設定があったんですが、それに関しましては国はバスのほうの人件費も含めたもので基準とされていまして。それを国は令和6年で終了したわけでございまして、市としては独自の基準をつくっていかねばいけないということになりまして、市のほうで検討した中ではガソリン賃と車両価格の一部、減価償却分を見たものでございますが、現在はガソリン分を20円、それから車の減価償却の一部分として20円、合わせて40円という設定にさせていただいております。

○委員（前川文博）

さっきの包括宿泊費に戻るんですけど、東京へ行くときとかはJRは大体定価で金額が決まってるんですけど、今北海道中川町とちょっと交流したりとか、飛行機で飛んだりするときもあるんですが、包括運賃にした場合、飛行機の運賃と比べるときはどのようなところで比べますか。例えば早く取ったら安いチケットがあるし、当日だと高いとか、極端な場合は倍以上値段が変わったりするんですが、どこを基準としての包括運賃の上限として考えるのか。

□人事課長補佐兼人事給与係長（田中裕子）

航空賃については、そのようにちょっと早割とかがあるんですが、一応等級に合わせて上限がありまして、国内旅行だと一応最低限のものっていうふうに設定があるんですが、航空賃は最下級のものっていうふうに条例の中で規定がありまして、その金額になります。それとあとは最も経済的になって、またちょっと別の条文がありまして、そちらの条文も適用されてなるべく安いものを選択していただくっていうふうになってくるんです。なので、急に決まったりしてどうしよ

うもないときってというのは、それはそれで別途相談になってくると思うんですが、なるべく早く決まっているものについては早く予約とかをしていただいで、価格を抑えた出張になるようにというふうに考えております。

○委員(籠山恵美子)

職員の皆さんのことなのでそう口出すことでもないのかと思いますけど、要するにこうやって条例を改正して、例えば出張が1か月前に決まった職員に対して、旅費や何かをセッティングしてやるのが人事課なのか、本人がやれって言うのか分かりませんが、要するに手間暇かかって、間違ってしまったら「あなたそれ違反してるよ。」なんて言われてみたいな、そういうようなことは効率的ではないと思うので、ちゃんとそういうことが周知されて、なるべく税金の無駄遣いをしないように下限をつくってやるということなんではしょうけれども、できるだけスムーズに、仕事に集中できるようになりますか。

●委員長(高原邦子)

答弁を求めます。

□総務部長(岡田浩和)

どれが安いかわかりを毎日探すようなことがないように、ケース事例みたいなものも作ったりして、極力職員が楽になるように対応していきたいと思っておりますのでお願いいたします。

○委員(前川文博)

さっき言われた運賃クラスが最低の話、飛行機のランクが最低なのは、運賃のエコミーなのか、プレミアムなのかとかそういう話だと思うんですけど、それはエコミーで使うんだけど、例えば包括運賃で中身は分からないんですけども、例えば宿泊が1万円上限のところ1万円だったと。往復1万5,000円ずつで4万円の往復でのパッケージだったと。それを取りました。でも、その日は早割があって、そっちだったら全部で3万円だったよということがあった場合、それはどういう扱いをするのか。だからさっき言った航空券は、どこの航空券を基準にするのかってのは、その話を聞いたつもりだったんですけど。普通運賃を基準としての、それ以内の金額で収まればいいのか、どういうふうなのかということなんです。

□人事課長(今井進)

飛行機のほうですといろいろな料金があると思いますので、バックで取るっていうのがあまりふさわしくないのかなっていうふうにも考えますので、出張に行かないといけないという時点でネット等で一番安い価格を調べていただくのがまず最初になろうかと思います。それでバックのほうも見ていただいて、それが遜色ないようであればバックのほうを使っていればいいのかというふうに思います。

○委員(井端浩二)

僕もあまり分からないので確認させてください。出張の旅費っていうことで、万が一、タクシー等でしか行けないようなときにはどのような扱いになるのか確認をさせてください。

□人事課長補佐兼人事給与係長(田中裕子)

タクシーの場合は、今も県外か、県内だと100キロメートル以上離れたところっていうような規定を設けておるんですが、それに準じたように、どうしてもタクシーを使わなければならないという状況であれば、事前に相談してもらった上で許可するようにしたいと今ちょっと考えてお

りまして、その辺は規則のほうでうたってくるようになってくるかなと思っておるんですけど、ほかの公共交通機関があるのにタクシーを安易に選択するようなことはないように、どうしてもないっていうときは使っていただけるような規定にしたいと考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（水上雅廣）

今ほどの話の全体的なことで、チェックは個人が責任を持って最善を尽くすというか、正直にやりますよしかないのかなと思うんですけど、チェックのしようがないような気がしますけど、その辺りはどういうふうに思っていますか。

□人事課長（今井進）

今インターネット等を使って飛騨市役所から、例えば北海道の中川町へ行くっていうふうに検索をしますと、いろいろなルートが出てくるかと思うんですけども、その中でやっぱり使っていただきたいのは一番安いルートになりますし、飛行機のほうですと難しいんですけど、JRであれば大体金額は出てきますし、あと地下鉄の乗り継ぎがどうなるかっていうのも一番効率的なのはインターネットでは出てくるかなと思いますので、そこを基準にしていくしかないのかなというふうには考えております。

○委員（水上雅廣）

もう1つ確認だけ。旅行代理店に頼まれるときなんかは込み込みなので、その中身についていろいろチェックはするんでしょうけど、それも個人の範囲の中でやるっていうことか、それとも旅行命令権者がそれも一応確認するっていうようなことになるんですか。

□人事課長（今井進）

旅行命令権者が一応確認をしていかなければいけないと思うんですが、やっぱりパックのほうはいろいろ含まれて高くなる要素もあると思いますので、パックじゃない場合と比較はしていただきたいなというふうには考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

パック旅行なんですけども、旅行会社じゃなくても今自分でいろいろな会社でインターネットで取るじゃないですか。それも当然これはオーケーということなんですよ。自分で取って、自分でパック旅行として旅費申請をします。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

はい、そのようになります。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第10号 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

●委員長（高原邦子）

次に、議案第10号、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議案第10号、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

22ページまでお飛びください。提案理由としましては、非常勤の特別職職員の報酬額の見直しに伴う改正でございます。

条例の概要です。まず背景としましては、岐阜県の最低賃金が令和7年10月から1,065円になるというようなことがありまして、賃金の上昇が続いているという中で、市の標準的な報酬が飛騨市の合併当時のままの運用となっていたことから、報酬の見直しへの声が高まっているということがございました。こちらに参考として金額は載せております。

報酬額見直しの概要としまして、まず①標準的な報酬額の見直しということで、日額6,000円が一番多かったわけですが、それを日額1万2,000円としまして、時間区分を見直すというものです。左側が改正前で4時間未満が3,000円、4時間以上が6,000円だったものが、改正後につきましては2時間未満、2時間以上4時間未満、4時間以上ということで、3,000円、6,000円、1万2,000円というふうに見直すものです。

②に日額6,000円以外の見直しということで、次のような区分を設けております。こちらにあります監査委員やほかの方ですとか、選挙管理委員会委員長、選挙管理委員会委員の方。

次のページへ行きまして、③の選挙執行にかかる非常勤特別職職員の見直しということで、当日の選挙長、投票管理者、以下いろいろな委員の方です。これは国の選挙の執行における経費等と同じ額を準用させていただいております。

④で鳥獣被害対策実施隊員報酬を規則から条例に見直すということで、これまで規則に委任しておいたものを条例にするものです。猟友会が市町村の区域を越える組織のため、飛騨3市1村や飛騨2市1村で統一を図るところで、左側が改正前で右側が改正後です。鳥獣被害対策実施隊員のところの改正後を見ていただきますと、まずは年額で3万円、これは2市1村で統一ということになります。次に、市長の要請による緊急銃猟出動ということで、出動時間に2時間までを2万円、2時間を超えた場合には当該時点及び当該時点を1時間超えるたびに3,000円を加算するというもので、これは3市1村で統一ということです。上記以外の市長の要請に係る出動ということで1回5,000円、飛騨2市1村で統一。市長が認める実施隊の組織的な活動ということで、これは市独自になるわけですが、活動時間掛ける1,170円ということで、これまでの活動を継続しております。

24ページを御覧ください。⑤としまして、活動時間に即した報酬への見直しということで、農業委員会委員の方ですとか、スポーツ推進委員の方を挙げております。額についてはこのような額になります。

下に下りまして、⑥の高度な識見が必要な職の報酬の見直しということで、監査委員につきましては月額4万5,000円から6万2,500円ということです。

あと⑦その他としまして、上記にない月額・年額1回当たりの報酬額については、不適當な報酬額とはなっていないため据置きということで、12委員あります。次に保育所給食センター運営委員会委員につきましては、令和7年5月定例会にて関係条例廃止のため削除しております。3としまして、報酬額の見直しに当たりましては、飛騨市特別職報酬等審議会を開催しまして、次の着眼点を基に協議し承認をいただきました。業務内容に対する反対給付として適當であるか、他の自治体との比較として適當であるか。次のページへ行きますと、財政負担の増加が適當であるか、民間における支給と比較して適當であるかというようなことを見ていただきまして、適當ということをいただきました。

市民への影響等につきましては、各種委員に対してより適正な報酬額となる。財政負担が増加する。施行日は令和8年4月1日。なお影響額としましては、200万9,000円ということになります。以上でございます。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（佐藤克成）

資料24ページの⑤、区分の中に各種委員会の名前が書いてあるんですけども、会議ではない現地活動業務が多く、実態に合わせて業務時間で報酬を支払えるように見直すということなんですけれども、個人での現地活動とかもあると思うんですけども、そういった複数人ではない単独での活動時間っていうのは適正にどのように管理していくのか、お伺いできますでしょうか。

□人事課長（今井進）

委員の方には業務報告書ということで時間等を出していただいて、これまでも出していただいておりますけれども、実際に現場を見てもらう範囲でありますとか見ていただく案件によって、何となくこれまでの時間っていうのは蓄積されてきておりますので、そういった点から確認していくしかないのかなとは思っております。

○委員(佐藤克成)

あと、これは1時間単位かなと思うんですけども、1時間は超えて2時間までもかからない、例えば1時間10分だとかっていう場合、分刻みにもなってくると思うんですけども、どういう単位でこれは支払っていくのか。1時間超えたものについては2時間未満ということで2時間と見るのか。その辺りの基準はありますでしょうか。

□人事課長(今井進)

現場での活動時間につきましては、その月に活動していただいた時間があると思いますので、それを合計させていただいて、30分未満は切捨てをさせていただくような形になります。

●委員長(高原邦子)

ほかに質疑はありませんか。

○委員(籠山恵美子)

今回改正のない12委員は不適當な報酬額とはなっていないため据置きとなっていますけど、これはつまり3番の反対給付として適當であるかとか、他の自治体との比較でどうかとか、こういうところで検証して、変えずに適當だろうと判断したということですか。

□人事課長(今井進)

令和7年の春ぐらいからこの改正につきましては関係部署にも入っていただいて協議をしておるわけですが、当然、各部署それぞれが担当を持っている委員の方の仕事でありますとか、どれぐらい時間がかかるかっていうのがあります。月額報酬であるとか、年額報酬というところをですね、ほかの自治体とも比べていただいたりして、著しくおかしくないかというところを確認していただいております。今の報酬審議会のほうにも、一応据置きというふうにはかけておるんですけども、原課が特に問題ないということで、報酬審議会にはかけさせていただいております。

●委員長(高原邦子)

ほかに質疑はありませんか。

○委員(前川文博)

①で標準的な報酬額の見直しということで、日額を倍に上げて時間区分を見直すということで、2時間未満とか、2時間以上4時間未満、4時間以上ということで3つあるんですけども、その下の②のところは、時間区分は上記①と同じってなっているんですが、次ページからある、選挙に関わるとか、活動時間に即したというところのスポーツ推進委員とかにも日額という部分が出てくるんですが、この辺もこの時間区分は適用されると考えてよろしいのでしょうか。

□人事課長(今井進)

お見込みのとおりで①の時間区分を全て使っていく予定でございます。

○委員(澤史朗)

今回改正していただくんですけども、最初の議案要旨の中でこの報酬額が合併当時のままの運用となっていて、20年を経過して今になったと。議員の中でも質問等で言われた方もいらっしゃるんですけども、なぜここまでになったのか。今まで途中でそういった段階がなかったのか。20年って結構長いですよ。20年を経過した上での判断になったというところの、根本的なところが分かれば教えてください。

△市長（都竹淳也）

委員おっしゃるように、もっと早く見直すべきだったなっていうことは率直に思っています。ただ、物価が上がって人件費が上がるっていう流れが、このコロナの後ですよ。そこまではほとんどデフレで、もちろん少しずつ公務員の人事院勧告も上がってきましたけども、そんなに大きな違いはなかったっていう中で、令和4年、令和5年あたりから急激に上がってきたっていうところでした。その意味では、公務員人件費が上がり始めたところで、つまり令和5年あたりから連動して議論しておくべきだったのかなっていうことも思うんですね。ただ、ちょっとそこまで思い至らずに、総合政策審議会での御意見があったり、議会でも御意見いただいたりっていうところで今回の見直しになったということです。

その意味では今回最低賃金のところを参照しながらやっておりますけども、非常勤特別職の報酬についてもですね、費用弁償もそうなんですけど、やっぱりもっと頻繁に毎年レベルでチェックをしてですね、見直していかなければいけないのではないかなという思いを持っていますので、これからこの経験を生かしていきたいなと思っております。

○委員（籠山恵美子）

会議ではない現地活動業務っていうものについてですけど、先ほど1時間を超えたのはどうするんだっていう質問の答弁で30分で足切りしちゃうということですよ。これは1か月ごとに集計するんですか。そして支給するんですか。1回ほどだったら1時間半働いて30分足切りでは1時間しか頂けないということになるので、民間でもそんなひどいことはないだろうなど。超過したものは1円から出しますよっていう民間もありますからね。その辺りはイメージとして、1か月ごとにやるのであれば30分の足切りは厳しいなと思うし、半年まとめてですっていうならどうなのかなと。その辺りはどうなのでしょう。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

一応、月単位で合計させていただいたもので判断していきたいと思っております。

○委員（籠山恵美子）

ぜひ何分超過で足切りっていうのは、もうちょっと検討していただきたいなと思いますが、いかがですか。

□人事課長（今井進）

その部署によって報酬を支払うタイミングもありますので、1か月ごとじゃないものにつきましては、まとめてできないかということは検討していきたいと思っております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第11号 飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に、議案第11号、飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議案第11号、飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について。飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

6ページをお願いいたします。提案理由としましては、内部組織を見直しするための改正でございます。

条例の概要になります。市内には多くの施設があるわけですが、こちらの改修や建替えということが大きな課題となっております。このため、第2期総合政策指針の中で、厳しい財政状況と社会情勢の中、公共施設の管理運営の基本方針を「選択と集中」とし、維持する施設の選択と集中的な投資をしていく必要があるということになっております。これを踏まえまして、基盤整備部建築住宅課と総務部総務課管財係を統合し、新たな部を設置することで管理運営の選択と集中を強化するとともに、施設営繕の一元化に向けて効率化を図っていくということでの改正になります。改正内容としては、建築管財部を設置するという内容になります。

市民等への影響としましては、公有財産の適正な管理運営により将来の財政負担増加の抑制を図る。施行日が令和8年4月1日でございます。以上です。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（水上雅廣）

この件についてはたびたび一般質問をさせていただいてますし、言ったこともあると思うんです。組織としてこういうふうにしていって、まとまりをつくるってのは反対はしませんし、ある程度、下部組織といいますか検討委員会を立ち上げられるということで、そっちの取りまとめが必要だったりするのではということもあると思います。ただ、いまだに例えば指定管理の話ですと管理者っていうのは従来の担当部署、例えば観光施設であれば商工観光部とか、そういうところで相談をするというか、話をしたいということもあると思ってます。去年もそこに話をするのか、それとも従来からの所管部署に話をしたらいいのか、あるいは管財係も絡んでましたので、要は三つ巴、四つ巴みたいな話になって、なかなか話がうまくまとまらないっていうか、考え方が伝

わからない。それは管理者側の考え方もなかなか伝わりにくいし、執行部側の思いもなかなか伝わりにくいってこともお聞きをしております。その辺りをこうして一元化されることによって、しっかりと指定管理者側と意思疎通ができるような体制にさせていただくことも、この中で考えていただきたいなというふうに思ってます。その辺りについてはどのようなお考えでしょうか。

△市長（都竹淳也）

まず、この施設管理関係、管財関係っていうのがずっと問題になってきて、なかなかうまくまとまりがつかれずに試行錯誤を繰り返してきてですね、管財課にしてみたり、総務課のうちのどっかの係にしてみたり、しかもこの建築住宅課ってのは去年できましたけど、その前は都市整備課の中にあってみたり。そうすると、財産管理の問題って建築士が関わったり、一般事務職員が関わったりいろいろあるんですけど、気持ちの問題とかいろいろあって、本当にここはもう世界を放浪してるような状態でここまで来て、それでやっとなら落ちてくるところが見つけられたかなっていう雰囲気で大分いろいろ話し合ってきて今回ここまで来てですね。そういう意味では、内部的には非常にしっくりきたと思うんですが、大事なのは議員おっしゃるように相談したいときの問題がどうなるのかってということになるんだと思うんです。

その意味では、特に指定管理ですけども、大きく2つに分かれていて、観光系のもは今建築住宅課に集約されてるんですが、そのほかのもはそれぞれが持ってるんですね。本当の気持ちからすると、全て一元化したいんです。なぜかっていうと、個々の話の運営のところは各課がやればいいんですが、やっている施設管理の大半は修繕の話で、どこが壊れたのでそれを見に行く、観光係が特にひどくてですね、観光系なのにほとんど施設の修繕の話をやってるような状態だったので、これではいかんということで集約してきたって歴史があるんです。本当は全部集約したいんです。中身の話は各課、施設の修繕の話は建築住宅課ってふうにはっきり分かれてくればいいんですけども、人量の問題があって、例えば仕事を全部ここに集約するときには施設管理の仕事は、例えばスポーツ関係の施設ですと0.5人量だったりするんですね。そうすると、1人そこを削って持ってくると、建築住宅課は肥大化して各課が細ってしまうということがあって、なかなか数の集約ができない。先ほどの30分未満切捨てじゃないんですけども、全部トータルでできればいいんですが個々の人間の話なのでなかなかそれができなくて。

なので、とりあえず現行の管理の仕方としては、観光施設は建築住宅課が持って、ほかの施設は各課が持つというやり方は当面継続せざるを得ないかなと。やりたいんですけども、現実には人との張りつけの問題で、そうならざるを得ないかなというふうに思ってます。それでも大分しっくりきてるというふうに私は思ってるんですが、特に観光系のものについてはですね、やっぱり施設修繕は建築住宅課、中身の話はまちづくり観光課とかって形になってきますので、そこについては運用の中で何とか御理解いただいて、慣れていただくということなのかなということでございます。明確な答えではないんですが、中の仕事とのすり合わせですので、そこはちょっと御理解いただければなというふうに思います。

○委員（井端浩二）

ちょっと確認させてください。僕が一般質問で言ったのは、トレーニングセンターは改修は今の建築管財部で、各クラブとか少年団が予約して調整するってのは教育委員会の所管になるということですね。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

スポーツ系の施設ですと修繕も含めてスポーツ振興課がそこら辺を一義的にやってるので、今回、建築管財部でやることはむしろその見直しの議論のところにいくところをやるってことだというふうに思います。個々のそこを使ってどういうサービスをやるかとか、そこで何をやるかというのは指定管理者に頼まれてます。指定管理者の範疇になってくるので、指定管理者とスポーツ振興課の関係ということになりますので、ピシャッと割り切れないところはあるんですけど、その事案に応じながらやっていくということですが、ひとまずスポーツ系の施設はスポーツ振興課が持ちながらやっていくということにはなりません。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

建築住宅課のほうは住宅政策に関するということで、今まで総務部総務課でやっていた空き家対策関係はそのまま総務部に残るのか、こちら移るのか。どうなんでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

現在も建築住宅課で空き家対策のほうはしておりますので、そのまま引き継ぐことになると思います。

○委員（籠山恵美子）

指定管理施設ですと協定書の中に10万円以上の修繕は指定管理者と市と協議するっていう文言がありますよね。基本的にはそれに基づいて、その中身を協議するのもここになるっていうことですよ。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

リスク負担のことになってくると思うんですけど、そういう協定内容になってきたときに、こと協議するっていうことになるとは思いますけど、直接の担当課も加わるっていうこともあると思います。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、例えば指定管理施設から大きな修繕が出たっていうときに、それをどうするか、次はどういう運営をするかってことも含まれるでしょうからソフト面的なこと、ここを中心しながら、そこを所管している担当を一緒にまぜて協議をするということでもいいんですよ。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

イメージとしてはそのようになるかと思います。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

もう1つ確認ですけど、今、井端委員がおっしゃったことの確認みたいなものですけど、リニューアルをする古川トレーニングセンターのようなものは、ここの管理運営をする建築管財部の以前の問題でやるわけですよね。できてから古川トレーニングセンターの管理運営をここでやるということですよね。違いますか。だってあそこは指定管理ですよね。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

今の内容でいきますとスポーツ振興課が入口になってきて、施設の在り方としてどうかということも含めて建築管財部と協議しながら進めていくという流れになると思います。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第12号 飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第12号、飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議案第12号、飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について。飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

4ページを御覧ください。提案理由としましては、基金の名称及び目的を改めるための改正でございます。

条例の概要です。4年制私立大学コー・イノベーション大学が令和8年4月から開学すること

に伴いまして、これまで私立大学の設置に対する支援を主たる目的として設置しておりました飛騨市私立大学設置応援基金を、大学における教育や学生支援、新たな施設整備等に対する支援を主目的とするため、飛騨私立大学支援基金に名称を改め、今後の大学運営全般に対応する支援策に活用できるように改めるものでございます。

市民等への影響としましては、私立大学支援のための財源とする基金として継続管理することで、私立大学や学生にとって有益となる。施行日につきましては、令和8年4月1日です。現在の状況としましては備考に載せております。以上でございます。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありますか。

○委員（前川文博）

今ここに令和7年度末の残高見込みが2億4,906万1,000円となっているんですが、これはふるさと納税の別枠か何かで入ってきたものだと思うんですが、幾ら入ってきて今まで幾ら支援したのか、その辺をまず説明いただけますか。

□総合政策課長（下通剛）

私立大学の設置に対する支援につきましては、このふるさと納税、令和3年度から募集を開始しておりまして、令和7年度末の見込みになりますがおおよそ3億2,000万円という基金の積立の見込みとなっております。また支出のほうにつきましては事業に充当した額のみとなっております、それは市道宮城町1号線、2号線のほうに、令和3年度から令和5年度に事業充当額として1,370万円という状況になっております。

○委員（前川文博）

これは主として大学設立する方々がいろいろ声をかけて集めると。確か上限は決めてあったんですかね。それに向かって集めていくということで、それを設立資金に使いたいということで集めたんですけども、今聞くと1,370万円しか使っていないと。ほかはどういうこと。開学するための資金として集めたんですけど、要らなかったということなんですか。

□総合政策課長（下通剛）

決して要らないわけではなくてですね、今年度も今3月の補正予算でも計上させていただいておりますが、大学の整備補助金というものもございまして、それが今年度の見込みで約8,500万円という補助金の額がございまして、そちらは今年度中に大学に対して大学の整備、つまり大学が使うことになる机・椅子等の備品ですとか、そういったものの購入費に充てるものとして、整備補助金として今年度中に支出する見込みとなっております。まだ全ての施設で備品が整備されるわけではございません。御存じのとおり駅東のほうにも新たな施設ができるわけですが、そちらのほうにも大学のキャンパスが間借りをして入る予定でございまして、大学が使う備品等が整備される予定でございまして、そういったところでも今後使用していく見込みがあるというところでございます。

○委員（籠山恵美子）

私たち市民から見ると、市がいろいろ当初から後方支援はしますと、私もそれは大事ななんて言うてましたからね、それはそれでいいんです。そのためには市のお金を使わずにこういうふるさと納税を呼びかけて、この事業団というかこの団体の方も一生懸命企業版のほうを努力をされ

て集めてされたという話を伺いましたから、それはそれでいいと思うんです。

要するに、普通は私立の大学がどっかに建てますといったときに、自力で建てますよね。私立大学というのはその地域に設立したら必ずその地域とくっついて何かやっていますっていうとは限らなく、本当は自力でやるものですよね。だけど飛騨市はこうやって応援しているということは、この間の協定を結んだときの報道なんかは、市長の答弁でも伺うと、やはりそれは同時に市へのいろいろな波及効果、それからやっぱり若い人が流出してしまうこの市の人口の事情から言っただけで、もともと交流人口を増やしましょうっていうことでいろいろやってくられてるという市の政策ですよ。そういうのと、マッチさせてやるから、飛騨市はふるさと納税で応援するんですよという意味だと思うんです。それはそれで、私は全然反対はしません。別のことは別で一般質問でやりましたから。これは、結局その中身の使い方というのは、もう支援室は3月で閉じるんですよ。そうしますと、このお金の扱いとか中身について、あげたのにいろいろ口出すのっておかしいと思いますけど、正当に使われているのかどうかっていうことはどの部でチェックするんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これも一般質問でちょっと申し上げたんですが、大学連携、大学支援は、ふるさと応援課が所管をいたしておりまして、これも一般質問で申し上げた大正大学とか立教大学の観光のほうの支援とか、これはまちづくり観光課でやっていますけど、でも位置づけとしては高校・大学の支援はふるさと応援課っていうことにしていますので一義的にはそうなるんですが、ただ、今まで企画部の総合政策課がこの大学の担当をしてきましたので、恐らく担当としては総合政策課に継続させてさせることになるのかなというふうには思います。

設置支援室っていうのは、そういう職員はそこに配置して仕事してたわけではなくて、より仕事が明確になるようにあんにそういう名前をつけてやるで頑張れと、こういうふうにしていただけなので、そういう人たちが固まってどっかにいたわけじゃないんですね。なので、私がお前やれよと言えば辞令を出すだけなので、そういうふうにしてやっていて、それを設置が終わりだったのでやめると。この後はずっと続いてきますから担当課ベースでやっていけばいいのかなということになるので、そういう扱いにしたいというふうに思っております。

それとこれも1つ、先ほどのお話に付け加えて申し上げますと、今こうした大学に対する地方自治体の支援っていうのを国のほうでもですね、ここを重視していきたいっていう流れにあって、やっぱり国の財政も厳しいものですから、国立大学は国がかなりお金を出してるんですけど、私立大学も国からの補助があるんですけど、それもだんだん苦しくなっているんで自治体に手伝ってもらいたいっていう雰囲気すごくあってですね、それでこうした税制を使うと寄附する側にもメリットがあるので、今これをかなり文部科学省のほうで推奨してきてる流れになってます。

ただ、それをやるかどうかは自治体の判断で、先ほど議員おっしゃったように地域活性化なりいろいろな目的の中でやっていくかどうかというのは政策判断なので、そのやり方も随分大きく違います。例えばコー・イノベーション大学と同じ時期に認可された、もう1つの新設大学が佐賀県武雄市の武雄アジア大学ってのがありますが、あそこは真水の財政出動をして、たしか

武雄市だけでも13億円だったんじゃないかと思いますが、そういう支援をしてるところもありますが、うちは逆に言うと、市の真水の持ち出しをせずに広く寄附を募ってもらうんだけど、寄附を呼びかけるのも皆さんでやってくださいよっていう形にして、その代わり、それで集まった金額は基本的には全て大学のために使わせていただきますので、市でピンはねって言葉はよくないですけど、ピンはねはしませんよということを行いながらやってるってということなので、同じ大学支援でも自治体によって随分スタンスは違うというふうに御理解いただければなというふうに思います。

○委員(籠山恵美子)

いつでしたか、私のところに突然武雄市の市議会議員の方からお電話があって、飛騨市で今文部科学省に認可を要請しているという記事を読んだんでしょね、それでお電話があって、そのお話を伺って14億円ぐらい市費でやるんだけど、お宅はどうなっているんですかねって電話がかかってきまして、ちゃんと間違いなく説明しました。それはそれはいいですねなんて話でしたが、飛騨市は飛騨市のやり方でふるさと納税を使って後方支援をしていくと。それから地域の活性化にも一緒に協力してもらおうということでもいいんですけど、一方で私は大学生はやっぱり勉学に集中していただければという気もするので、あまり地域が勇み足になって祭りのときに大学から何人、何十人と出してくれよみたいな話になるとね、とっても負担になってしまうと思うんですよね。やっぱり一生懸命1年間学んでほしいと思うので、その辺りはちゃんと市のほうでうまくとりなしてくださるんですよね。

●委員長(高原邦子)

答弁を求めます。

△市長(都竹淳也)

大学生は都合のいいバイトではないものですから、やっぱり学んでもらうということが中心だというのはもう本当におっしゃるとおりです。ただ、ここの大学は特色があるのが地域づくり人材の育成大学になっていて、2年次以降、各拠点に散って行って活動するボンディングシップっていうのも、地域活動をやることそのものが学問になってるってということなんですよね。いろいろな地域に入っているいろいろな活動すること自体が学びになってるので、文学部とか経済学部みたいにどちらかというと机の上で学ぶというよりは、実践をしていくということを特色にしてる大学なので、我々としては逆にいろいろなことを手伝ってくれよ、一緒にやらんかっていうことと自身が学びになるってということなので、なので余計にこの大学に対する期待っていうのも大きいのもその点にあるし、それはただ、都合のいい人足っていうのではなくて、そういう一緒に体験をすることによって学びたいという子たちが来るので、そこで一緒になってやることで学んでもらえればということが教育と我々の思いが合致するっていうところが一番大きいところでしたし、最初の構想が出たときからその構想でしたので、それですとがっちり連携しながら、飛騨市にとっても地域にとっても役に立つ大学だということで応援してきたという流れがありますので、そういう考えで今後連携・支援していきたいなというふうに思っております。

○委員(井端浩二)

大学の支援ですが、令和8年度は6,000万円という予定で入学祝金という話もあって、それはいいんですが、来年、再来年に向けてどの程度使われるのか。当然設備のあれによっても金額が違

ってくるんですが、その辺はどうお考えなのか。2億5,000万円ほどの予算がありますので、それをどのように考えていらっしゃるかお話を聞かせてください。

□総合政策課長（下通剛）

令和8年度は600万円の予定ですのでよろしく申し上げます。それで、今ほどございました2億4,000万円の今後の使い道みたいなどころなんですけど、まずもって飛騨市の起業立地促進条例のほうで開学後に1億円が使われることは大体予定されておりますので、その分を差し引いた残りが1億4,000万円ぐらいになるんですかね。この額をどう使っていくかは、具体的なその数字まではまだ決まっておりますが、今ほど申し上げている600万円ぐらいの数字が、恐らく毎年この1年生のために使われていくことになるでしょうし、そのほかに例えば2年次以降、3年次以降それから4年生まで飛騨市に残る子供たちも恐らく何人か出てくるものと思われま。そういった子供たちへの支援も、今後これは検討することになりますが、そういったところでも幾らかの支援金は出てくるのではないかと思いますので、そういったことを考えながら、有効に活用させていただきたいと思っております。

△市長（都竹淳也）

実はこれ使っていくんですけども、今後も毎年ある程度寄附がある見込みがございまして、なので結構な金額のものが入っても来るので、やっぱり積極的に使っていくということになってくと思いますし、そのときに、さっきの話、大学のために使ってくれよという寄附なので、それを別のものに流用するわけにはいきませんから、やっぱり大学と話し合いながら一番効果のあるやり方で使っていくということに恐らくなってくるだろうと思います。

○委員（井端浩二）

大学っていうのはよく分かるんですが、大学の学生の学生寮あるいは家賃の支援とか、そういったものにも当たるのか、その辺だけちょっと確認させてください。

□総合政策課長（下通剛）

学生の家賃の支援につきましては、学校法人C o I Uのほうで独自にやられますので、その部分については市として行う必要は今のところないのかなというふうに考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第13号 飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第13号、飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議案第13号、飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について。飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

4ページをお願いいたします。提案理由につきましては、土地公図の閲覧及び写しの交付の廃止に伴う改正であります。

条例の概要です。税務課の窓口で固定資産税の賦課業務の補助資料として使用してきました土地公図の閲覧及び写しの交付を市民サービスの一環として行ってきました。しかしながら、公式に構図を管理している法務局のほうでインターネットを通じた公図情報の提供サービスが開始されている状況であります。また、税務課の窓口では地番現況図というものの交付が大部分を占めている関係から、公図の閲覧及び写しの交付については令和8年3月31日をもって廃止するということです。令和8年3月から、今月の末になるかと思うんですが、これまで窓口や賦課業務で使用してきました地番現況図が閲覧できるインターネット上のシステムを公開しまして、24時間いつでもできるサービスへ見直して、業務の効率化と市民の利便性を図るというものです。米印の1、2で土地公図と地番現況図の説明を載せております。

市民への影響等です。税務課窓口で対応していた公図の閲覧及び写しの交付希望者については限定的でございましたので、該当する市民の方に対しては個別に法務局のサービスの御案内をさせていただいており、影響は少ないというふうに考えております。次に、市役所での公図管理業務がなくなることで、更新費用年間約180万円が軽減されるというものです。施行日については令和8年4月1日です。以上でございます。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（佐藤克成）

土地公図なんですけども、データ化されてるものだけじゃなくて現物も閲覧に供したり、複写してお渡しするサービスをやられてたと思うんですけども、神岡振興事務所だとか本庁舎に保管されてるその構図関係っていうのは、今後どのように管理・処分される予定なんですか。

□税務課長補佐兼資産税係長（田上勝）

今、飛騨市のほうで備え付けている土地公図につきましては、毎年1月1日現在の情報で更新してまいりました。ですので、今ですと令和7年1月1日現在の公図となっております。今後は更新をいたしませんので、令和7年1月1日現在の公図で止まった状態となっております。課税の補助資料として備え付けてきたものですので、今後も必要があれば令和7年1月1日現在という情

報を持ちつつ利用することもあります。最新の情報は私たちも法務局のほうで取得して付していくというところでございます。

○委員（佐藤克成）

最近の状況は分かりませんが、何年か前は備え付けの公図の類ですね、字絵図だとか公図と一般に総称される中で特に大きなものも含めて神岡振興事務所に備え付けられてるものを閲覧する機会があったんですけども、そういったものは必要に応じて閲覧をさせてもらえるということでしょうか。

□税務課長補佐兼資産税係長（田上勝）

公図を基に作成しましたGISサービスの地番現況図というものは神岡振興事務所にもありますし、税務課の窓口にも置いてあります。お話を聞かせていただくと、おおむねこのGISの地番現況図で事足りるケースが非常に多いものですから、窓口で公図そのものを発行する件数って非常に少ないんですね。ですので、そちらを今後はインターネットでも公開しますし、御案内をしていきます。また、公図が必要ということでありましたら、それはこれまでと同じように最新のものは法務局の管轄になりますので、そちらの御案内をさせていただきたいと思います。

□総務部長（岡田浩和）

公図の閲覧と写しの交付がなくなるということです。

○委員（佐藤克成）

閲覧と交付がなくなるということですが、今まで市のほうで保管されてた現物として古い資料があると思うんですけども、そういったものは必要に応じて閲覧させていただくことも一切できなくなるということでしょうか。

□総務部長（岡田浩和）

こちらの概要にもございますように、正式に保管すべきなのは法務局になりますので、法務局のほうでお尋ねいただきたいということです。市のほうではなくなるんですが、先ほどから説明しておりますけど実際に公図を取りにいらっしゃる方っていうのは本当に限られた方なので、地番現況図のほう皆さんには分かりやすいものということです。なので、法務局を御案内して、法務局でお求めくださいということになるということです。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

アナログ人間なのでちょっと分かりにくいんですけど、その公図を年代の古い方だったら見に行くのが便利だなと思う市民もいるのではないかと。全部インターネットってことになると、仕組みとしては飛騨市のホームページから入ってください。入ったらいろいろありますから、その中でこの公図が欲しい、あるいは地番のあれが分かりたいっていうんだったら、飛騨市のどこどこを検索して開いてください、あるいはもっと詳しいのはここから法務局に飛んで、法務局のホームページで閲覧してくださいみたいになるってことですか。

□税務課長補佐兼資産税係長（田上勝）

委員おっしゃるとおりインターネットを利用される環境がないという方もいらっしゃるかは思うんですが、GISは引き続き神岡振興事務所でも税務課の窓口でも閲覧、それから写しの

発行ですね、地番現況図や航空写真は引き続きやってまいりますので、そこはなくなりませんのでよろしくお願いたします。御希望があればコピーさせていただきます。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第14号 商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例
について

●委員長（高原邦子）

次に、議案第14号、商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議案第14号、商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

4ページをお願いいたします。提案理由につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく課税免除となる対象資産を拡充するための改正でございます。

条例の概要です。飛騨市過疎地域持続発展計画に記載された産業振興促進区域内において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備の取得等をした者の固定資産税について課税免除するもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき課税免除となる対象資産の構築物を追加するための改正でございます。次に、令和8年度中というふうになっておりますけど、令和8年に取得した構築物がということで、令和9年度から課税免除となるというものです。

市民への影響としましては、対象となる者には有利となる改正で、施行日は令和8年4月1日ということです。

2ページのところの改正文になるんですが、附則のところです。適用区分が今ほどのことにな

るんですが、改正後の第2条に規定する構築物に係る固定資産税の課税免除については、令和8年1月2日以降に取得等をした構築物について適用するということで、これが先ほどの令和8年度中の意味の、令和8年1月2日以降に取得したものが令和9年度課税になってくるものから、それを課税免除対象とするというための遡及適用部分になります。以上です。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

改正になった背景には何があるのか教えてください。

□総務部長（岡田浩和）

これは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定められております過疎地域の持続発展計画を定めると、その中にいろいろな計画があるわけですけど、事業者の方ですとか個人の方が例えば該当する固定資産の土地・家屋というものを取得された場合に、課税を免除できるというのが過疎法と租税特別措置法で決まっておったんです。その中で、今の構築物が飛騨市の中ではありませんでしたので、それを追加して今の課税免除の仕組みを拡充していくということになります。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと税金免除になるので大いに地域で立ててください、振興してくださいということで、過疎解決のためにやってくださいってことですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

委員おっしゃられるとおりです。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

ここで説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時38分 再開 午後2時42分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第15号 飛騨市過疎地域持続的発展計画について

●委員長（高原邦子）

次に議案第15号、飛騨市過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。説明を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

議案第15号、飛騨市過疎地域持続的発展計画について御説明をいたします。本計画は、令和3年度から5年間実施してまいりました現行計画が今年度末で期限を迎えることに伴い、令和8年度から令和12年度までの次期5年間を期間として新たに策定をするものでございます。策定の根拠法は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法でございまして、人口減少が著しい本市におきまして、地域社会の維持と持続的な発展を図ることを目的としております。

本計画は市の最上位計画でございまして飛騨市総合政策指針と整合を図りながら、全方位にわたる過疎対策を網羅しております。主な項目はまたお時間のあるときに計画書をお目通しいただければと思いますけれども、移住・定住ですとか、産業振興、交通体系の確保、医療・福祉・教育の振興など多岐にわたっております。

本計画を策定する最大の重要性は、委員の皆様もよく御承知のとおり財政上の支援策でございまして過疎対策事業債を活用できる点にございます。過疎債は、施設整備などのハード事業だけではなく、計画に位置づけた対象ソフト事業にも充当可能でございます。その元利償還金の70%が後年度において普通交付税として措置されるため、厳しい財政状況下にある本市において市民サービスを維持し、必要な投資を継続するためには必要不可欠な財源となります。本計画に基づき過疎債をはじめとする財政措置を有効に活用しながら、次期5年間においても持続可能な地域づくりを推進してまいりたいと考えております。詳細な事業項目につきましては、計画書のとおりでございます。

なお、時代の趨勢により新たな事業実施が必要な場面が生じることも想定され、その際に過疎債の有効活用が望まれる場合は、国・県との協議を踏まえ、適宜計画の変更を行う予定でございます。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。しっかりと読んできていただいていると思いますので、何か質疑はありますか。

○委員(澤史朗)

これは5年ごとに計画を立てられるということで、現在あるものと今年3月から次の5年間で計画を立てていただいたんですけども、その中で前回にはなくて、今回ちょっと取り入れたみたいなものがあれば幾つか教えていただけるとありがたいです。

●委員長(高原邦子)

答弁を求めます。

□総合政策課政策企画係長(川原佑介)

新しく取り入れたものとしまして少しだけ例を申し上げますと、13ページは第2期飛騨市総合政策指針の公共施設の主な方針となっております、このようなことですか、持続可能というところを第2期総合政策指針では重視をしておりましたので、事業全体にもその部分を考慮しまして、その部分を取り入れたということでございます。

○委員(籠山恵美子)

先ほどハードだけじゃなくてソフトにもこの過疎債が使えるということでしたが、そういうことでこの中の、例えば15ページ辺りに移住・定住や地域間交流、人材育成ということが書いてありますけど、こいいうことに過疎債が使えるということになると、ただ市のホームページで移住される方大歓迎なんてホームページで宣伝するだけなら別にお金かからないし、それで来るかって言ったらそういうものでもないし、この過疎債を使って移住・定住するために飛騨市に魅力を感じてくれるための何か土台づくりというか、いろいろな支援制度も含めてもっと充実してくるのかなど。その辺りはもう盛り込まれているんですか。

●委員長(高原邦子)

答弁を求めます。

□企画部長(森田雄一郎)

想定されるものにつきましては、この計画書の中の具体的な事業名だとかが御覧いただければ入っているかなと思いますけれども、国ももちろん財源がございますので、要はハードでもそうですけれども、やっぱり一定の枠っていうものがありまして、何でもかんでも過疎債が打てるというものではないんですよ。その枠の中で飛騨市がこれは過疎債をやっぱり使ったほうがいいと思われるものについて適用をさせていただいているという、そういう運用の仕方でございます。

○委員(籠山恵美子)

そうしますと、これを受け入れる国側にしてみると、この計画が出されました、中身を吟味して当たりませんか、適当じゃないですよとか、そういう振り分けもするんですか。

●委員長(高原邦子)

答弁を求めます。

□企画部長(森田雄一郎)

基本的に県を通じまして、この過疎債に手を挙げるかどうかっていうのを申請をしていくわけですけども、もちろん県とか国のレベルにおいても、この計画書の中身についてチェックをいただいておりますし、実際にこの事業に使いたいというときにはそこはやっぱりやり取りをさせていただいて、適合しているかどうかというのを確認した上で行っているということです。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

10ページなんですけど、数字の一覧表。区分、歳入総額Aの令和2年度が「25,150,833」とあります。その下の6項目を足したものがそこになってると思うんですが、その下の歳出総額が1桁どうも足りないような気がするんですけど。

□企画部長（森田雄一郎）

御指摘どおりかと思います。中身を確認してまいりますので、この委員会が開かれている間にまた入らせていただいて説明させていただきたいと思います。

●委員長（高原邦子）

ということで、前川委員よろしいですか。（前川委員「後でお願いします。」と呼ぶ）
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

それでは回答は後ほどいただくということで、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時53分 再開 午後2時54分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第15号なんですけど、採決をしたいと思います。そして、数字のことは議案第24号が終わった後、説明に来てください。そういうことで採決を取ります。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

ここで説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時55分 再開 午後2時56分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第16号 飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第16号、飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは議案第16号について説明いたします。4ページの要旨を御覧ください。提案理由は、電気通信事業法の改正に伴う改正です。

改正の趣旨及び内容ですが、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で、印鑑登録証明書の交付申請が可能であるスマートフォンについて、電気通信事業法の規定を引用しており、同法の改正に伴い号ずれが生じたことから所要の改正を行うものであります。

市民への影響はございません。施行日は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日です。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第17号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第17号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

37ページの要旨を御覧ください。提案理由は、国民健康保険法施行令等の改正に伴う改正です。

改正の内容ですが、大きく3つあります。1つ目は、子ども・子育て支援納付金賦課額の新設に係る規定を整備するもの。2つ目は、保険料負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険料負担の軽減を図る観点から基礎賦課限度額を引き上げるものです。限度額を現行の66万円から1万円引き上げ、67万円とします。3つ目は、物価上昇局面における経済動向等を踏まえ、軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、軽減判定所得基準額を引き上げるため、令和8年度から世帯人数に乗じる額を見直すものです。5割軽減者は現行の30万5,000円から5,000円引き上げ、31万円とします。2割軽減者は現行の56万円から1万円引き上げ、57万円とします。

市民への影響ですが、1つ目の子ども・子育て納付金の賦課については、国民健康保険被保険者全世帯に負担が生じることになり、どちらかと言えば不利ということになります。2つ目、3つ目、税の基礎賦課限度額と軽減判定所得基準額の引上げは該当者には有利となります。

施行日は令和8年4月1日です。備考欄に記載しておりますけども、御承知のとおり社会保険診療報酬支払基金に対し、全ての医療保険者が子ども・子育て支援納付金を納めることとなります。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

この改正は大きな問題を含んでると思うんです。それで伺いますけれども、この要旨の中にもね、市民への影響で国民健康保険被保険者全世帯に不利となる改正って本当にまさにそのとおりなんですよ。まず限度額を66万円から1万円引き上げて67万円とするということですけども、この対象になる保険加入者は飛騨市に何人いますか。

□市民保険課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

令和7年度の本算定時における数字ということで御理解ください。対象となる世帯が25世帯84名でございます。

○委員（籠山恵美子）

下の（2）に書いてありましたね。すいません。それでですね、そもそもこの条例を出してきた皆さんに伺いたいと思いますけど、保険給付をする国民健康保険から、なぜ保険給付と関係のない子ども・子育て支援金を出すということについては、何にも違和感はありませんか。国の方針とはいえ全く関係ない目的外ですよ。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

子ども・子育て支援納付金賦課についての問題点ってことですよ。この件は、実は最初もと

もと何で出てきたかっていうと、例の異次元の少子化対策っていうやつが岸田内閣のときに出てきて、それで歳出改革とかいろいろやったんですが、その中で1兆円程度を子ども・子育て支援納付金でやっていくって話が出て、それでこれを保険料に上乗せするって話があって、この4月から賦課が始まるって今いろいろPRされてます。

この件については、実は我々全国市長会でも私担当だったので何度も申入れに行ったんですが、理屈が違うんじゃないかと。元来ちゃんと賦課するなら賦課する税で取るなりすべきであって、関係のないものに上乗せするっていうのはおかしいんじゃないかって話は随分申し上げて、私自身この話をこども家庭庁とかに申入れしにいったときに、市で言えば税で子供に対する財源がないっていうやつを、公民館の使用料に500円上乗せして取るようなものだ、こういう言い方したんです。筋が違うということは申し上げていて、何度もそういったことを言ってきたんですが、やっぱり結局決まってしまう。やっぱり私は今でも筋が違うと思ってます。こういうことはすべきじゃないと思ってるし、明らかに僕はおかしいと思ってます。しかし、国全体でこの話が決まってしまうって、そうなってる以上、賦課しないってわけにいかないということがあって、やむを得ずこういったことになってるんですが、私自身はおかしいと実際思っております。こういったところがやっぱり国の今回の全世代型社会保障の改革のことともつながってるんですが、何か給付を増やすとか必ずどっかに財源が必要なので、初めからそれをセットにしてこういうところが増えるよということ、しかもそれも理屈が通るようにやった上で言うべきであって、今減税の話なんかも出てますけども、この話だって結局いろいろなところにしわ寄せが来るし、それも後になってですよ、今の高額療養費の見直しなんかも結局同じような文脈で、そういったところに出てくるんですね。なので、やっぱりこういったところについては国としての政策の決め方をもっと改めてもらうべきだというふうに思ってますが、地方自治体としては、こうなると何とも仕方がないということなので、どうしてもこうやって賦課せざるを得ないということになってくるということでございます。

○委員(籠山恵美子)

子ども・子育て支援金を給付するっていうなら国庫負担金で、国の公費でやるべきだなと私は全く思いますから本当に地方いじめだなと思うんですけども、この支援金を75歳以上の後期高齢者からも取るんですよ。こういうことになると本当に弱い者いじめで、心配なのは国民健康保険の財政が小さいし、国民健康保険に加入している方々は飛騨市の場合だと4割ぐらいが65歳以上で、しかもあとは3割ぐらいが非正規ですか、そんなような器だと思うんですよ。そういうところからさらに1世帯当たり月額300円から500円ということになってますけど、これだって積み重なれば大変なので、飛騨市としてこれで計算して納付金を納めることになったら、飛騨市の場合は何百円になるんですか。それぞれ違いますか。

□市民保険課長補佐兼保険年金係長(板屋和幸)

予算要求するに当たりまして積算を作成しております。年額で1人当たり3,361円、月額にしますと280円必要な形で試算のほうをしております。

○委員(籠山恵美子)

私、自分のあれで計算してみたんですよ。議員報酬総額27万円税抜き、手取り20万8,000円です。それと同じ額の総額27万円を頂いているだろう皆さん、公務員の給与でこれを考えたときにどう

なるかなと思ったんですが、私は国民健康保険料は月2万8,000円です。でも、皆さんが入っている共済組合の保険で計算をすると1万4,000円ぐらいですよ。全く2分の1です。このように国民健康保険の人たちって本当に収入が少ない、社会的弱者が非正規の方も含めて入っている保険でこうやってむしり取っていくのって本当にひどい話だと思ひまして、国民健康保険には均等割もあるしオギャーと生まれた赤ちゃんからも1人、人頭割のように取るんだし、全く事業主負担するのはありませんよね。職員の皆さんは事業主負担、つまり自治体が半分保険料持ってくださいって1万4,000円なわけですけど、その残り半分も市民の税金なんですよ。

そういうふうに思ったときに、なんか私がこういうことを言うと、いや、国民健康保険に一般会計の繰入れでもそうですけど手厚くやるのは社会保険の人との公平性に欠けるみたいなことを言われたときがありますけど、そんなことはない。協会けんぽだって共済組合の保険だって、ちゃんと国費が、税金が入っているんですよ。ですから、そういうことを思ったときに、国民健康保険の保険料の財政をとにかくこれ以上の負担をかけないように守ってほしいと思うばかりなんですけど、私はこれを考えたときに、国民健康保険で国が決めた支援金をどうしても出さなければならぬってことになったときに、ほかに市独自でもうちょっと手当してやれることはないかなと思ったら、均等割をなくすってことは市が独自にできるんですよ。そうやって少しでも負担を軽くするっていうことができないものかなと思うんですけど、そういうことは検討したことはないですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民保険課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

委員おっしゃる均等割を例えば全額免除にするとかそういった話でよろしかったでしょうか。（籠山委員「そうですね。」と呼ぶ）今の高校生年代の18歳未満につきましては、国民健康保険におかれましても全額ゼロ円という形、減免という形で取扱いのほうとなっております。ただ、しかしながら18歳以上につきましては、そういったことをやることによって、かえって国等の補助金が減額になってくる可能性とかもございますので、そういったところになると全体としては不利益になるのではなかろうかと考えております。

●委員長（高原邦子）

簡単明瞭に質問をお願いします。

○委員（籠山恵美子）

国はこの均等割も未就学の子供たちに半分国がお金を入れましたよね。国も均等割は問題だなんて考えてるからなんですよ。だからそういうことと思うと、こんなにどンドンどンドン国民健康保険加入者いじめをするっていうようなことに対して何か市としての手当てはぜひ必要だなどと思いますが、このまま準則どおりにいくという感じですか。

□市民保険課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

現状はこのとおりやらせていただければと考えています。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

議案第17号に反対します。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後3時14分 再開 午後3時17分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

反対討論があるということで、籠山委員、反対討論をお願いします。

○委員（籠山恵美子）

私は議案第17号に反対をします。その理由としては、先ほど述べましたがやはり目的以外の負担を本当に非正規の方々、年金暮らしの方々が多く入っている国民健康保険から取るということは、本当に市長もおっしゃってるように筋違いだと思いますし、このままでは国民健康保険会計は本当に大変なことになると思いますので、今回はこういう仕組みをつくるという最初の条例案ですから賛成できるものではありません。なので反対をいたします。

●委員長（高原邦子）

次に賛成討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ほかに反対討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

●委員長（高原邦子）

挙手多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第18号 飛騨市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第18号、飛騨市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは議案第18号について説明いたします。3ページの要旨を御覧ください。提案理由は、子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるための制定です。

乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」でございますけども、これは令和8年度より全市町村において実施する事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で保育所等を利用できる制度であり、特定乳児等通園支援事業は、給付を受けて実施する乳児等通園支援事業となります。市町村は、これの運営について条例で基準を定めなければならないため、今回市の基準について定めるものです。基準の内容は、利用定員に関する基準や、運営に関する基準になりますが、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を準用しますので、条例本文第3条のように府令に定める基準の例によるということしております。基準を満たす事業者は申請により市の確認を受けることで、乳児等通園支援事業を実施することができますが、飛騨市では全地区で一時保育が実施されているため、利用時間の上限が月10時間である本事業のニーズは高くないものと思われまます。そのため、公立保育園1園で開始することといたします。

施行日は公布の日です。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

特定乳児等通園支援事業っていうのは、民間の保育ママのようなことを言うんですか。これがなんか分からないんですよ。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

保育ママというよりは一時保育っていう、一時的に預ける制度に近いものでして、例えばお母さんが子育てにちょっと悩んでおって、保育園にこども誰でも通園制度を使って預けて、子供の様子を保育士に見てもらって相談してみるとか、そういう試してみたいな感じで預けるという感じなんです。一時保育っていうのはもっと時間が長いんですけど、日本の国でどこでもそういう一時的な預けができると。一時保育のほうは各市町村によってやっていたり、やっていなかったりしますので、国としてはこども誰でも通園制度で日本国どこでも月10時間預けられるっていうものを構築したいという意味だと捉えております。

○委員（籠山恵美子）

保育のショートステイみたいなイメージですか。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

いろいろな制度がございますけど、そういうショートステイみたいな形で考えていただければと思います。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第19号 飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
及び

議案第20号 飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第19号、飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第20号、飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2案件を、会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、まず議案第19号について説明いたします。18ページの要旨を御覧ください。提案理由ですけれども、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う改正です。

改正の主な内容ですが、（1）として、重要事項の掲示方法にインターネットを加えたこと。（2）として、児童福祉法の一部が改正され、保育所等における虐待通報義務が創設されたことなどの仕組みが設けられたことです。

次のページをお願いします。（3）として保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の見直しです。まず用語について説明したいと思いますけれども、特定地域型保育事業っていうのは、子ども・子育て支援新制度に基づく定員19人以下の小規模な保育サービスを指します。それで特定地域型保育事業者は、集団保育機会の提供や職員の休暇・病気時の代替保育のために連携施設、例えば規模の大きな認可保育所などを指しますけれども、これを確保することが求められております。

しかし、地理的条件や既存施設の状況により、これが困難な場合がございます。そこで緩和策として集団保育の機会を提供する連携施設の確保が困難な場合、小規模保育事業A型事業者などを保育内容支援連携協力者として確保すれば、連携施設を確保しなくてもよいというわけでございます。ちなみに小規模保育事業A型っていうのは、定員6人から19人ですけども、ゼロ歳児から2歳児を対象とした認可保育事業で、職員全員が保育資格を保持する質の高い保育です。もう一つ、職員の病気や休暇時に代替保育を提供する連携施設の確保が困難な場合は、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を持つものを代替保育連携協力者として確保すれば、連携施設を確保しなくてもよいということになります。

(4)として、連携施設に係る経過措置の設定です。地域型保育事業、主にゼロ歳児から2歳児が対象の小規模な保育サービスですけども、地域型保育事業は3歳以降の子供の受入先として連携施設、これは卒園後の受皿ですが、連携施設の確保が必要です。また、給食提供や職員の代替など運営面でも連携施設が求められております。そこで経過措置として、地理的要因などにより連携施設の確保が困難と市が認める場合は、令和8年4月1日から4年間に限って連携施設の確保を求めないということでございます。

長々と説明いたしましたけども、市民への影響としては(2)の虐待通報義務の創設によってよりよい保育が促され、児童及び保護者の安心・安全につながるということがあります。施行日は令和8年4月1日です。

続いて、議案第20号について説明いたします。12ページの要旨を御覧ください。提案理由は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正です。

改正内容の(1)、(2)及び(4)につきましては議案第19号と同じですので説明を省略いたします。

13ページをお願いします。(3)ですが、利用乳幼児の健康診断に関して、母子保健法に基づく健康診査が行われた場合であって、家庭的保育事業者がその内容を把握し、それが定期健康診断または臨時健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部または一部を行わないことができるという内容でございます。

市民への影響はございません。施行日は令和8年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

議案第19号、議案第20号、大まかには都市部の待機児が多いところの内容ですよね。保育園落ちた、日本死ねみたいなのもSNSでバズったということが一時ありましたけど、飛騨市としては未満児は違うでしょうけど、どっちかっていうと定員割れしてる状況ですから。ただ、やはり気になるのが(2)の虐待通報義務の創設っていうんですけど、これ大事なことだと思いますが、公益通報の1つだと思いますけど、これの窓口というのは客観的にちゃんと安心して通報できる窓口というのが必要だと思いますけど、これはどこにつくるんですか。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

市民の方で市の組織とかそういうのを知っていらっしゃれば子育て応援課のほうにしてもらってもいいです。担当が変わります。

□子育て応援課保育園係長（上野峻）

今回の虐待の通報につきましては、保育所内で保育士が虐待をしているところを発見したと。不適切な保育が一時ニュースなどでも騒がれたことがあったかと思うんですけども、それに対応するということでした、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合につきましては市町村または所管庁としては認可者である都道府県になりますのでどちらかに通報することになるかと思えますけども、飛騨市内で仮にあればまずは当然市の子育て応援課のほうに通報いただくことが想定される筋かなというふうに思っております。

○委員（籠山恵美子）

そういうことをはっきりとね、こういう通報窓口はここですというのをきちんと周知するってことは関係者の方、保護者の方にはとっても大事だと思いますし、保育士から通報があったにせよ、保護者から通報があったにせよ、その内容によって、兵庫県なんかで問題になっていますけど自分のところで処理しない、自分のところで犯人探しみたいにして勝手に処理して懲戒処分ですら辞めさせたみたいなことにならないように、きちんとそこには第三者を入れた審議する場所、団体が必要だと思いますけど、そういう準備もちゃんと子育て応援課のほうでされるということですか。

□子育て応援課保育園係長（上野峻）

今回特に認可保育所、いわゆる飛騨市にある保育園で起こった場合につきましては所管庁が都道府県のほうになりますので、県のほうで児童福祉審議会等に諮ると。そこに報告をしなければいけないということで、そういったことを制度化されていると。今回それを制度化して、今後やっぱりそういったときにうやむやになったりしないようにしていきたいというところの国の制定かと思っております。

○委員（籠山恵美子）

確認です。もし通報が市の子育て応援課にあったら、それは即県のほうに上げる、連絡するというその義務があるということですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□子育て応援課保育園係長（上野峻）

そのような場合につきましては、市町村は都道府県と連携・協力をして対応していくということに定められておまして、当然こちらとしましても把握をしましたらすぐに都道府県のほうに連絡をしまして、また指示を仰ぎながら一緒になって対応していくということになるかと思っております。

○委員（籠山恵美子）

初めてのことだとしたらきちんとやってほしいんですけど、例えばお医者さんと子供が小児科へ連れてこられました、その子の様子を見て即通告する義務が課せられてますよね。厳しい義務が警察なり関係のところ。そういうようなきちんとしたものが子育て応援課のほうで担保できるんですか。即県に連絡するならいいでしょうけど、そこで県に上げるにはこのぐらいのことはなんて、そこで内部でやってしまうとこれは問題だと思うんですけど。その辺りはどうですか。

□子育て応援課保育園係長（上野峻）

まさに今まで保育士は虐待をしてはならないということは定められておりましたけれども、今回初めてそういったことを発見した場合は通報しなければならないという義務がこれではつきりしたということでございまして、実際に県のほうも公立・私立ともに、毎年監査のほうに実地に出向いたりしておりますけども、市としても一緒に同席をせずと一緒に回っております。県事務所のほうとも連携をしておりますので、そういった事例の大小にかかわらず判明しましたらすぐに報告、相談をしまして対応していきたいというふうに考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は個々に行います。先に議案第19号について採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第20号について採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

ここで説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時36分 再開 午後3時37分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第21号 飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに
手数料条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第21号、飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

それでは、議案第21号について説明をさせていただきます。

資料の4ページをお開きください。提案理由ですが、栄養サポートチームによる研修指導料を追加するための改正となります。

制定改廃の根拠については、市独自の改正となります。

概要ですが、市民病院の栄養サポートチームが外部の方に研修指導を開始するにあたり、その手数料を新たに設けるための改正です。こちら具体的には、工藤医師が研究・実践をしている完全側臥位法について、他職種での指導体制がパッケージとして確立できたので、このメンバーとして活動することの価値を可視化することでモチベーションの向上を図ろうというものです。

市民への影響等ですが、研修指導により地域の栄養に対する知識の向上を図ることができ、同時に栄養サポートチームの能力の向上につながるものと考えております。施行日は令和8年4月1日です。説明は以上です。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

これは何かそういう団体、例えば老人会でも何でも、こういう団体に向けて派遣するというものですか。例えば病院から在宅に移った方の、その御家族に栄養指導するということもありなんですか。

□病院事務局管理課長（古田幸嗣）

今回想定しておりますのは、施設または病院のほうで実際に治療もしくは介護に当たる職員を対象にした専門的な実務の研修になりますので、そのような施設の方を対象にした指導ということを想定しております。

○委員（籠山恵美子）

一般の人向けではないんですね。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

今回のこれについては一般の方向けではありません。一般の方で入院患者さんとかは当然ですけども、院内でそういう指導をしながら対応しますし、個人の方とかで何か要請等があれば、入院してそういう指導を受けるような形の体制はできております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長 (高原邦子)

ここで説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午後3時41分 再開 午後3時42分)

◆再開

●委員長 (高原邦子)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第22号 飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

●委員長 (高原邦子)

次に議案第22号、飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長 (大庭久幸)

それでは議案第22号、飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

4ページの要旨のほうをお願いいたします。提案の理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正でございます。

概要でございますが、(1)として、地域限定保育士の一般制度化であります。まず、保育人材の確保は全国的な課題であり、特に不足するおそれが大きい地域について集中的に保育人材確保に取り組むことができるようにすることが必要であることから、特定の都道府県または指定都

市においてのみ保育士同様に業務を行うことができる地域限定保育士制度が一般制度化されたことから、これを受けまして当該条例の放課後児童支援員資格取得要件に地域限定保育士を含めるよう改正を行うものでございます。これは第11条の3関係でございます。(2)といたしまして、放課後児童クラブにおける虐待の明確化でございまして、児童福祉法の改正により、児童虐待が定義される施設や事業に放課後健全育成事業を追加したことによる参照箇所の改正でございます。これは第13条関係でございます。

市民等への影響でございますが、(1)については特にございません。(2)につきましては不適切な保育の防止や、よりよい保育の実施につながる改善を促すことで、利用児童及び保護者の安心・安全につながるものと考えております。施行日は公布の日でございます。説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

(1)の特になしってというのは、飛騨市の状況としては地域限定の方、そういうのを創生しなくても十分に人材は確保できると、そういうことですか。

□教育委員会事務局次長兼学校教育課長（平澤啓介）

今御指摘いただきました地域限定保育士については、現在のところ岐阜県では制度化されておりませんので、岐阜県内ではその制度の運用はまだ始まっておりません。あと児童クラブの指導員につきましては現在充足してございまして、欠員はありませんので、その点についても現状は心配がない状況です。

○委員（籠山恵美子）

では、この機会に教えてください。この地域限定保育士制度が一般制度化されたっていうのもいま一つ意味が分からないし、ただの制度化されたのではないんですよね。岐阜県では制度がないっていうのは、どういうふうな背景というか現状を捉えたらいいんですか。

□教育委員会事務局次長兼学校教育課長（平澤啓介）

一般制度化されたということについては、国のほうでそういった制度を運用していいよということで決まったもので、都道府県がそれを実施するかしないかということを決めているというものです。ちょっと具体的な名前は上がりませんが、日本全国の中でまだ3つか4つほどの都道府県しか運用していないというふうに把握しています。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

保育所のことでもうちょっと聞いたんですけど、この虐待の明確化っていうことですよ。前に私一般質問でもやりましたので、そういう窓口をちゃんとつくるということでしたが、この虐待といふかなんていうか、裁判になっていきますよね。なったのか終わったのか分かりませんが、そういうような大きなことになる前にこういう制度があるよってことが分かって、ちゃんと安心して窓口で相談できるというようなことは大ごとにならないためにも大事だと思うんですけども、これは窓口としてはもう動いてるんですか。事例はあるんですか。

□教育委員会事務局次長兼学校教育課長（平澤啓介）

虐待の通報窓口としましては先ほどの保育園と同様でして、1つは市町村、もう1つは県ということにして、市町村においては所管しております学校教育課が窓口となっています。また、県につきましては保育園と同様ですけれども子育て支援課が所管の課になりますので、そちらが窓口になっております。もし放課後児童クラブで児童虐待が疑われるような事案がありましたら、そちらに通告していただくというようなことになっております。（籠山委員「事例は。」と呼ぶ）これまでのところ、そういった事例はございません。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

ここで説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時49分 再開 午後3時50分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第23号 飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第23号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

議案第23号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明します。要旨にて説明します。6ページを御覧ください。提案理由及び根拠は、関係省令の改正に伴う改正です。

条例の概要は、一般職の職員の給与に関する法律が改定されることに伴い、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を増額するものです。

市民への影響ですが、非常勤消防団員等が消防作業等の従事中に不慮の事故に遭った場合の災害補償が手厚くなるものです。施行日は令和8年4月1日です。以上です。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告するのに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第24号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第24号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

議案第24号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の内容は要旨にて説明します。7ページを御覧ください。提案理由は、可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策を図るものです。

制定改廃の根拠は、関係省令の改正及び総務省消防庁の通知に基づき所要の改正を行うものです。

改正の概要は大きく2点。1点は簡易サウナ設備の規定の整備、もう1点は感震ブレーカーの普及促進についてです。簡易サウナ設備は、従来の消防法上のサウナ設備とは特性が異なることから別の種類のものとし、対象火気設備等の種類に簡易サウナを追加し、サウナ設備を一般サウ

ナ設備に変更するものです。また、簡易サウナ設備について、火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造に係る規定の整備及び安全を確保する装置等に係る規定の整備を行うものです。もう1点が、住宅における火災の予防を推進するための施策に、感震ブレーカーの普及促進を明記するものです。

市民への影響は、個人が私生活のために用いる簡易サウナ設備については設置の届出は不要ですが、事業として利用する場合は届出が必要となります。施行日は令和8年3月31日です。説明は以上です。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（澤史朗）

施行日が今月末の3月31日、何か理由があるのかなという感じですけども、市内の該当業者が1社あるということで、通常ですと4月1日みたいな感じで捉えるんですけども、何かこの辺の理由はあるんでしょうか。

□消防本部予防課長（原保宏）

国の省令の施行日が3月31日でしたので、それに合わせて条例も3月31日としました。以上です。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時56分 再開 午後3時56分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

企画部からの答弁がございますので、それをさせていただきたいと思います。

□企画部長（森田雄一郎）

先ほどは失礼いたしました。議案第15号の10ページ目でございます。前川委員より御指摘をいただいた歳出総額Bの金額ですけれども、正しい金額を申し上げます。2,374万916円というのが正しい数字でございます、9と6の間に1が抜けておりました。大変失礼いたしました。以上です。

●委員長（高原邦子）

今、企画部長から報告がありましたが、前川委員、何かございますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決いたしました18案件に対する委員会報告の作成につきましては、会議規則第109条の規定により委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については委員長に一任することに決しました。以上で付託案件の審査を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時58分 再開 午後3時59分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

それでは休憩を解き、会議を再開したいと思います。

◆2. 閉会中の継続調査について

●委員長（高原邦子）

次に2、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

審査あるいは調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出を行いたいと思います。調査対象事業としては、令和8年度の所管部署の主な事業について記載をしておりますが、これ以外にも追加事業がありましたら御意見をお願い

いたします。

□議会議務局長（砂田健太郎）

先日の議会運営委員会におきまして、議案第11号の可決時の所管の委員会について総務常任委員会ということで決定をいただきましたので、今回ここに記載しておりますものには、令和7年度まで建築住宅課のほうで取り扱っていたものについても追記をするという形で記載をしておりますのでお願いしたいと思います。以上です。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後4時01分 再開 午後4時04分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

今記載された主な事業ですね、これ以外に追加すべき事業がありましたら意見を言っていたきたいということなのですが、なしということでもよろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

それでは、なしというふうで捉えさせていただきます。今出されたもので、閉会中の継続審査の申出を行いたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

異議なしと認め、閉会中の継続審査について申出を行うことと決しました。

ほかに何か皆さんからありませんか。

（「なし」との声あり）

◆閉会

●委員長（高原邦子）

それでは以上で、第2回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後4時05分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 高原 邦子